

○東大阪市環境審議会規則

平成13年6月15日東大阪市規則第37号

改正

平成15年3月28日規則第18号

平成17年6月15日規則第65号

平成20年3月31日規則第23号

令和3年10月21日規則第76号

東大阪市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市環境基本条例(平成13年東大阪市条例第8号)第25条第4項の規定に基づき、東大阪市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体その他の団体の役員
- (3) 前2号のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 会長は、特に緊急を要するため審議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出」と、「開く」とあるのは「成立させる」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「意見を

提出した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員会)

第8条 特別な事項を調査審議させるため、審議会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員10人以内で組織する。
- 3 専門委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱し、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選により定める。
- 5 委員長は、専門委員会を主宰する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(関係人の出席)

第10条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則 (平成15年3月28日規則第18号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月15日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月21日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。